## 大和川総合治水対策の強化に向けて

## ■ 現状と課題

- 国の取り組み ・・・ 河川整備計画に基づき河川改修、大和川遊水地 (大和川中流域 強靱化事業)を整備中
- 〇 県の取り組み ・・・ 流域対策100%超、河川整備計画に基づき河川改修を整備中
- 市町村の取り組み ・・・ 流域対策61% (進捗率にばらつきあり)
  - ⇒ これまでは、市町村の流域対策の目標達成を優先
  - ・ 平成29年10月の台風21号による大規模な浸水被害
    - ⇒ 平成30年5月 奈良県平成緊急内水対策事業キックオフ ステージ1(適地候補地の確保)へ
  - ・ 平成30年7月豪雨(西日本豪雨)による浸水被害(※ 気候変動の影響による災害の更なる頻発・激甚化等の懸念)

## ■ 今後の取り組み(案)

## 【総合治水対策の更なる強化】

⇒ 現状と課題、効果を検証し、「大和川流域整備計画」を見直し

検討WGを立ち上げ、治水対策と流域対策の分担量見直しや対策内容、内水処理施設の必要性や可能性等を検討

⇒ 奈良県平成緊急内水対策 (ステージ2(工事着手)へ移行)

工事の早期着手に向け、県と市町で情報共有・連携を図りながら用地を確保し、地元調整など準備が整った箇所から工事に着手なお、用地の確保が困難となった地区は、これまでと同様の手続きで必要貯留量を確保

# 大和川流域整備計画 現状確認及び 効果検証・見直し検討

# 大和川流域整備計画の現状確認

## 昭和57年8月洪水

◆昭和57年8月洪水は、初瀬川の決壊や葛下川からの越水、内水氾濫により大和川流域において戦後最大の被害を及ぼし、奈良県内の被害は、家屋全半壊256件、床上浸水2,983件、床下浸水7,387件に上った。



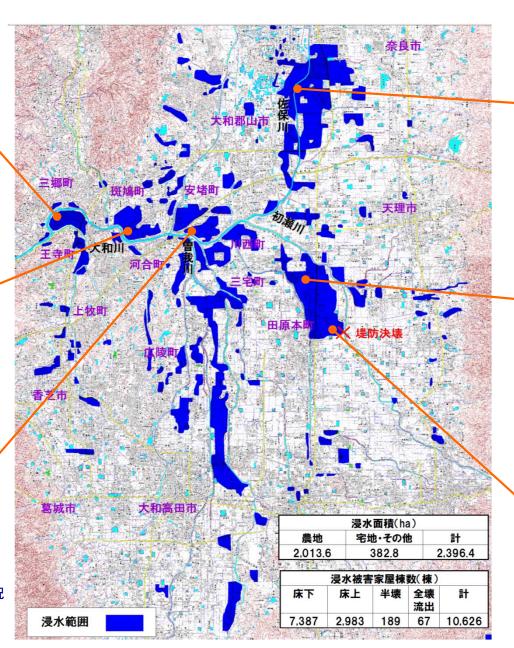
王寺町 葛下川合流点の浸水状況 (大和川27.0k付近)



斑鳩町 竜田川合流点の浸水状況 (大和川31.0k付近)

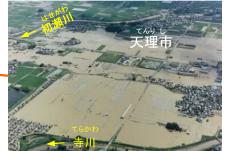


安堵町 富雄川・曽我川合流点の浸水状況 (大和川33.0k付近)





大和郡山市 稗田団地の浸水状況 (佐保川5.0k付近)



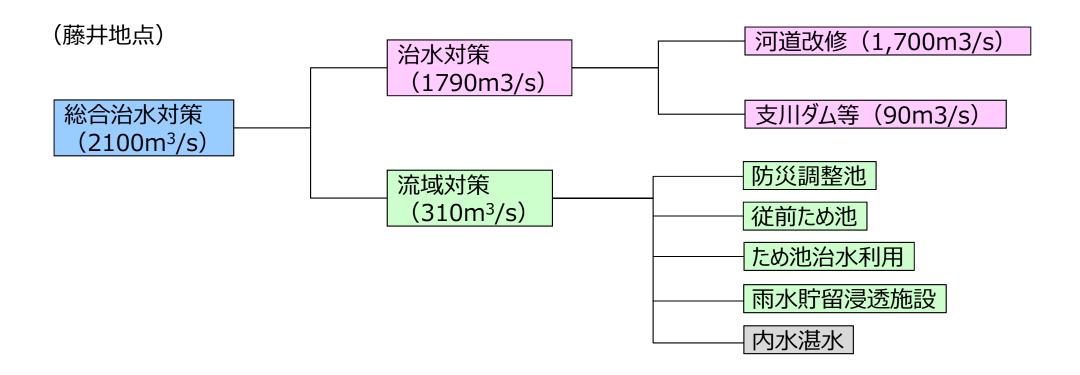
天理市 庵治町の浸水状況 (初瀬川3.0k・寺川3.0k付近)



田原本町 堤防決壊地点の浸水状況 (初瀬川5.0k付近)

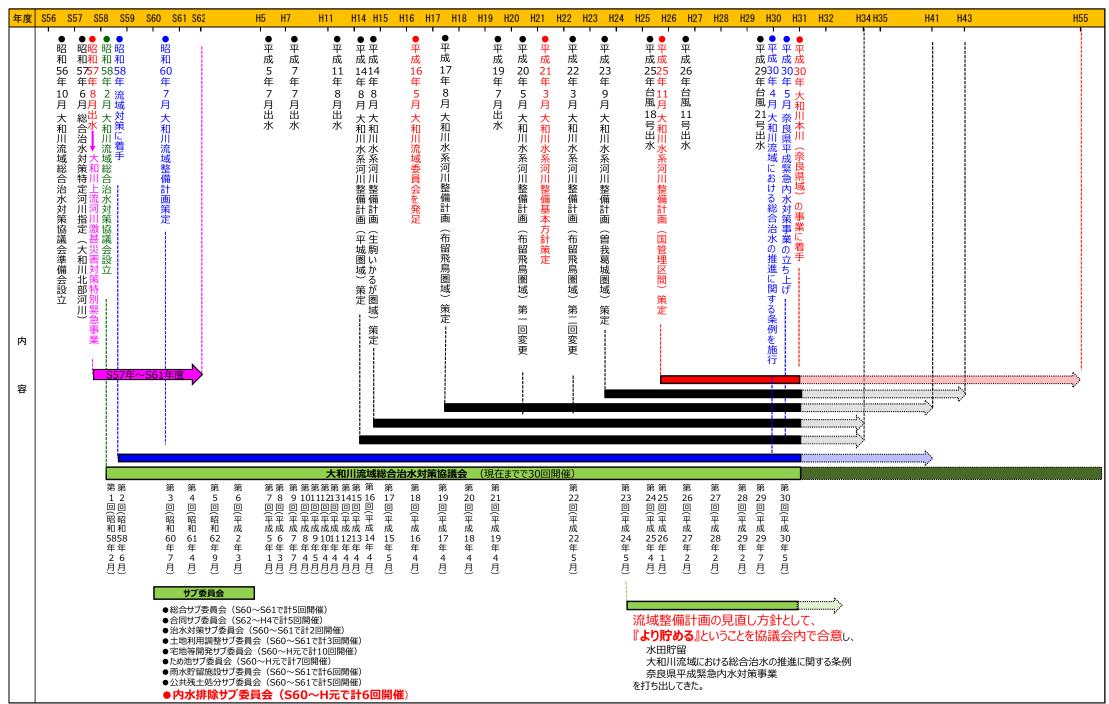
## 大和川流域整備計画

◆急速な都市化の進展、将来にわたる都市の発展を踏まえ、治水施設の整備をより重点的に実施するとともに、流域がもつべき保水・遊水機能の確保及び適切な土地利用の誘導等を目的とした大和川流域整備計画を昭和60年に策定



- ○奈良県域の最下流にあたる藤井地点における流量を治水対策と流域対策で分担する計画となっている。
- ○大和川流域整備計画には、ポンプ排水施設については河道の改修状況と整合のとれた計画とする、と記載しており、内水排除サブ委員会で検討を進めたが、ポンプ整備には至っていない。
  - <内水排除サブ委員会の結果>
  - ①H元年当時、藤井地点の河道流下能力においては、新たな内水処理施設の排水量を許容できない。
  - ②そのため、新たな内水処理施設整備よりも、流域対策を推進することを優先する。

## 大和川流域整備計画策定からの経過



## 治水対策の現状

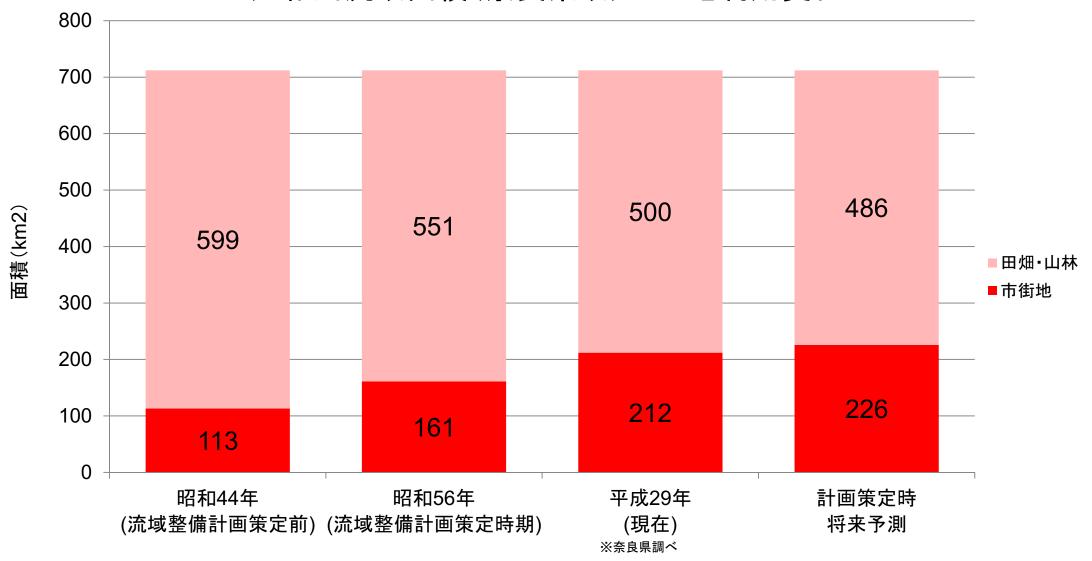
◆大和川流域整備計画策定後、治水対策として以下の整備を実施している。



## 土地利用状況の変化

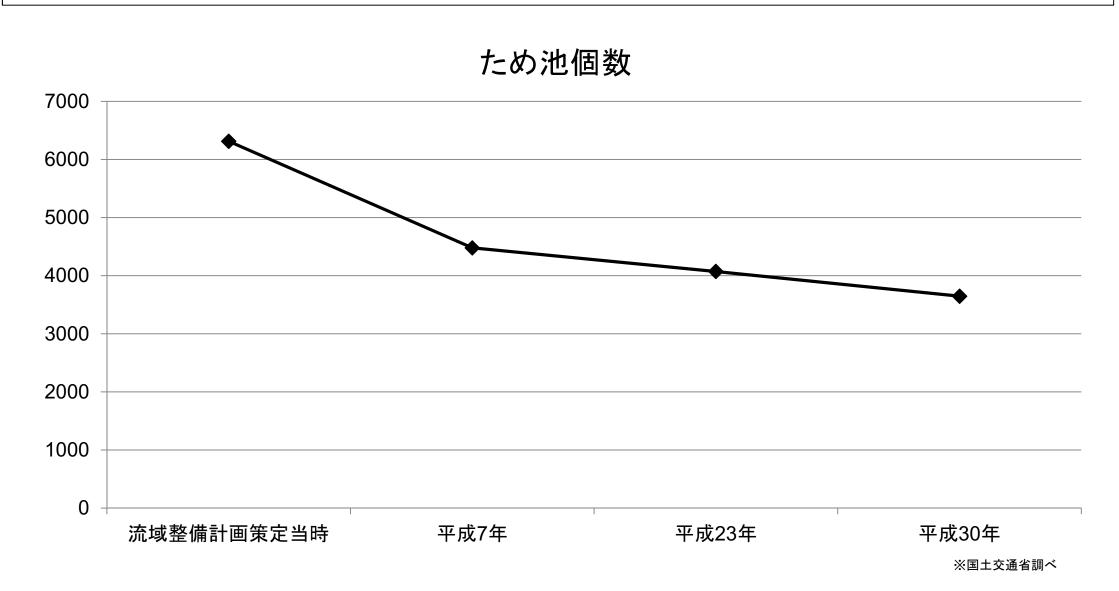
◆流域整備計画策定以前、策定当時、現在に向かって、田畑・山林が減少し市街地が増加している。





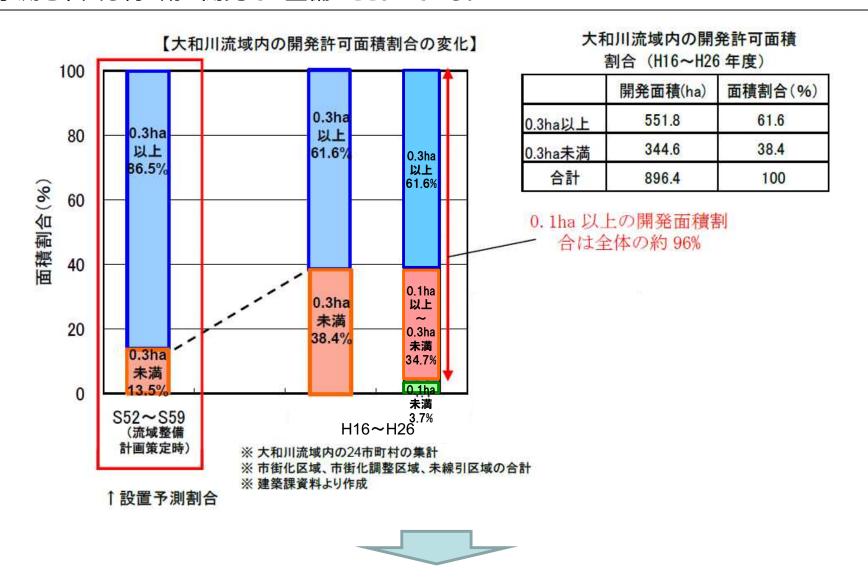
## 流域対策の変化(従前ため池)

◆流域整備計画においてため池を保全するとしており、それらのため池も流域対策の効果として見込んでいるが、近年の傾向は施設数が4割程度減少している。



## 流域対策の変化(防災調整池)

◆計画策定当時は開発の約9割で防災調整池を整備する予測としていたが、0.3ha未満の小規模開発が多数行われた結果、予測を下回る約6割の開発での整備にとどまっている。

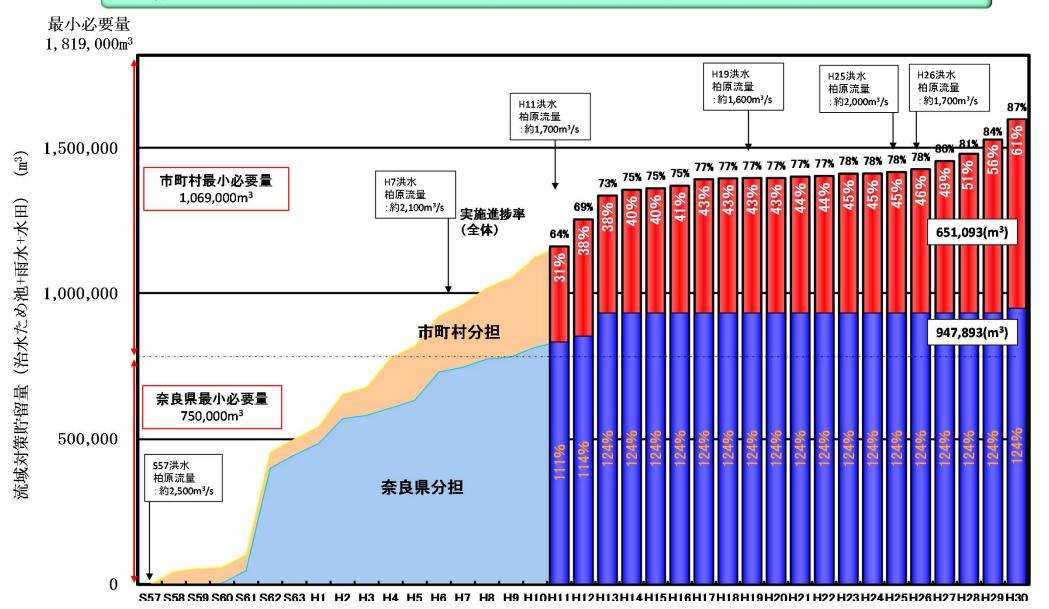


策定当時に予測していた約9割の開発に対して防災調整池を整備するには、0.3ha未満でも整備をしていく必要がある。

## 流域対策の変化(治水ため池、雨水貯留浸透施設)

◆最小必要量が定められている治水ため池や雨水貯留浸透施設は、目標設定から30年以上経過した今も達成できておらず、より一層の整備の進捗が必要

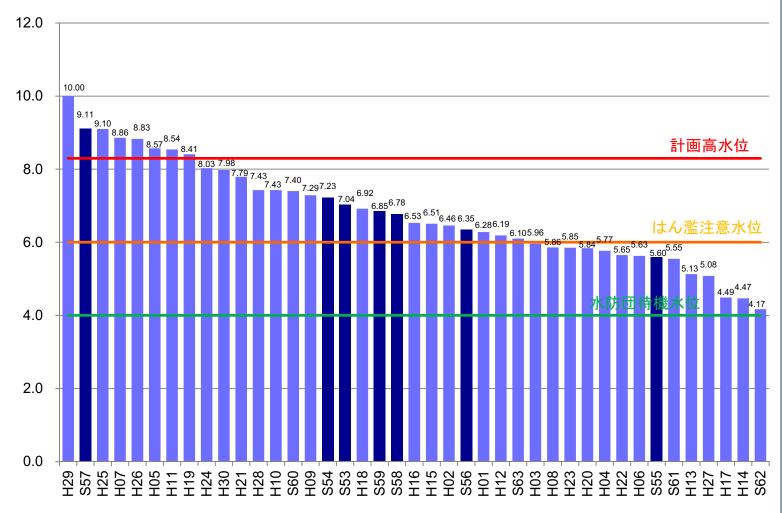
## 流域対策(ため池治水利用+雨水貯留浸透施設+水田貯留)の進捗状況



## 総合治水対策推進の必要性

◆藤井地点では、流域整備計画策定後に7回も計画高水位を超過しており、近年では、平成25年9月の台風18号、 平成26年8月の台風11号、平成29年10月の台風21号で計画高水位を超過

## 大和川 藤井観測所 観測水位 昭和53年~の比較



H29の水位は観測上限(10m)を超過している。



平成25年台風18号 (大和川·斑鳩町)



平成29年台風21号 (大和川·王寺町)

- ·JR大和路線が運休
- ・国道25号が通行止

## 大和川流域における総合治水の推進に関する条例

◆流域対策施設の課題を解決していくために、奈良県において大和川流域における総合治水の推進に関する条例を平成30年4月より施行

## 条例制定の背景

〇 昭和57年の大水害を契機に取り組んできた総合治水対策について、社会情勢の変化により新たな課題が発生してきました。



- ・ 防災調整池の設置を必要としない小規模開発の増加 (3,000㎡未満の開発が 約38%に)
- ・ 市町村による流域対策の低迷 (ため池治水利用施設の対策率は約42%)
- ・ ため池の減少による保水力の低下 (約15年で約400個のため池が減少)
- ・ 浸水被害の恐れのある区域における市街化区域編入 など

## 条例の目的

- 〇 大和川流域における新たな課題の解決に向けた取組の強化
- 〇 総合治水の取り組みを体系的に実施



- ●浸水被害の軽減及び拡大の防止
- ●県民の「くらしの向上」

#### 条例の特徴

- ①「ながす対策」「ためる対策」「ひかえる対策」の三本柱で総合治水を推進します。
- ② 開発等に伴う防災調整池の対象面積を強化します。 【従来】3,000㎡以上 → 【条例】1,000㎡以上
- ↑ 防災調整池の設置、適正な維持管理義務について知事の命令に従わない場合、罰則が適用されます
- ③ 浸水のおそれのある区域を指定・公表し、原則として市街化区域への編入を行いません。
- ④ 総合治水の推進のため、協定を締結し市町村を支援するなど推進体制をつくります。



## 奈良県平成緊急内水対策事業の推進

・昭和57年8月の大和川大水害を契機に、「ながす対策(治水対策)」と「ためる対策(流域対策)」を柱とする大和川流域総合治水対策に着手し、その後も、3回以上浸水被害が生じた地域を浸水常襲地域に位置づけ、関係市町村との連携により対策を推進してきました。

今後は、大和川流域における総合治水条例の制定や平成29年10月の台風21号による大規模な浸水被害を加味した、より充実した内水対策を目指していきます。

#### Oこれまで

- ・大和川流域総合治水対策の推進 「ながす対策」 「ためる対策」
- ・浸水常襲地域における対策の推進

大和川流域における総合治水の推進に関する条例の制定



平成29年10月台風21号による 大規模な浸水被害の発生 〇H30.5月大和川流域総合対策協議会でキックオフ

#### 奈良県平成緊急内水対策事業の推進



# 大和川流域整備計画 見直しに向けて

## 大和川流域整備計画 見直しに向けて(検討WG設立案)<sup>大和川流域総合治水対策協議会</sup>

◆平成29年台風21号洪水では、内水氾濫により家屋の浸水被害が100件以上発生するなど、近年、毎年のように内水氾濫による家屋の浸水被害が発生している。



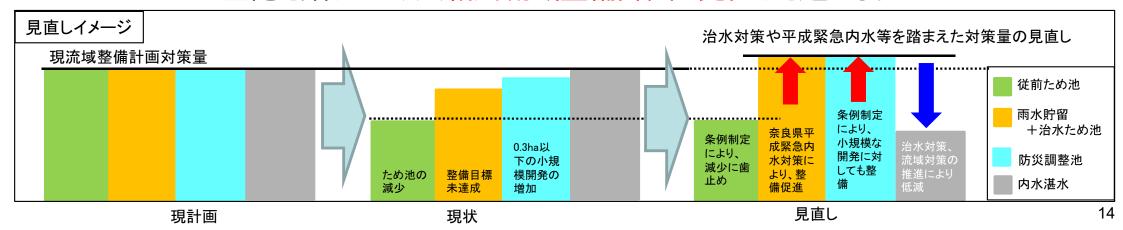
- ◆土地利用状況の変化、雨の降り方に加えて、奈良県平成緊急内水対策事業により、より貯める対策を促進。
- ◆そのため、現計画で目標としている施設量(雨水貯留浸透施設119,000m3や治水ため池1,700,000m3)に替わる、新たな目標設定が必要。
- ◆総合治水条例による防災調整池整備基準の引き下げにより小規模開発でも整備が進められるので、今後対策量が 増加。

## 「大和川流域整備計画 検討WG」を設立し、概ね1年で以下について検討

- ①『より貯める』ために流域整備計画の現状確認及び効果検証・見直しを実施。
  - ※見直しにあたっては、河川整備計画の今後の治水対策を見込むこととする。
- ②あわせて、河川改修及び各市町村の流域対策の進捗状況を踏まえて、新たな内水処理施設整備の可能性など について、関係機関と連携して詳細な検討を実施。



## 上記を踏まえて、大和川流域整備計画の見直しを進める。



## 大和川流域整備計画 見直しに向けて(検討WG設立案)<sup>大和川流域総合治水対策協議会</sup>

◆治水対策と流域対策の分担量の見直し検討や内水処理施設の可能性の検討を進めていくためのWGを総合治水 対策協議会内に新設する。

## <検討WG>

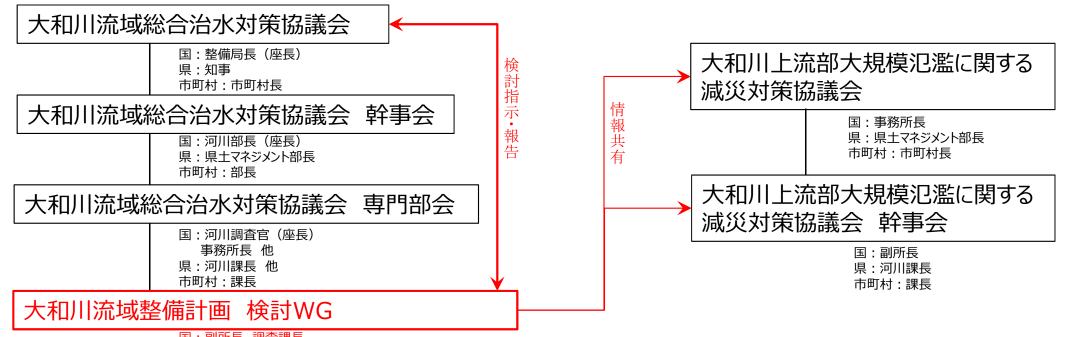
目 的:①大和川流域整備計画の見直し(案)の検討

②流域で合意が取れる奈良県(大和川流域)の内水処理施設整備の可能性等の検討

成:大和川流域総合治水対策協議会を構成している、国、県、流域24市町村の実務者 構

立上時期:本協議会で同意を得れば、立ち上げ

#### <組織構成>



国:副所長、調査課長

県:河川課主幹、土木事務所計画調整課長

市町村:課長

## 奈良県平成緊急内水対策

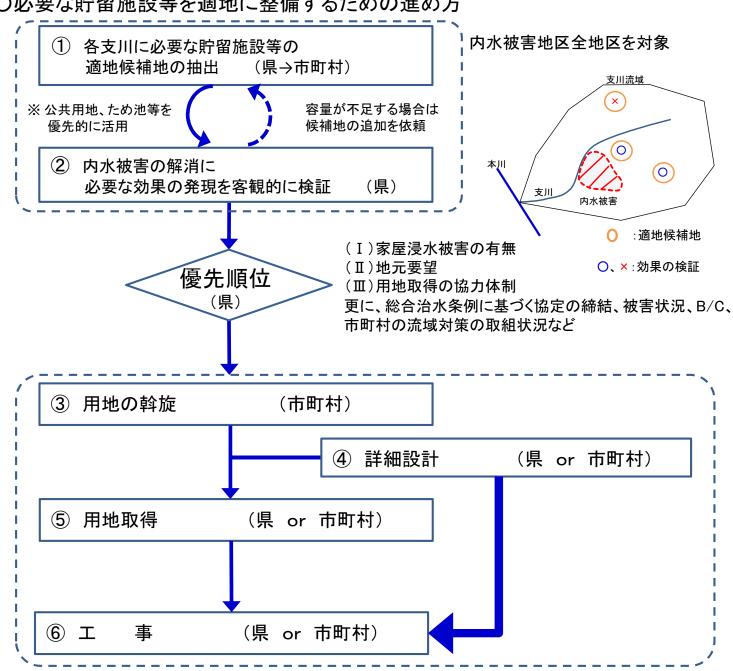
~ ステージ2(工事着手)への移行 ~

## 奈良県平成緊急内水対策事業

## 全支川(県管理河川)における内水被害地区を対象に 対策に必要な貯留施設等を適地に整備していく

- 〇全支川(県管理河川)における内水被害地区を対象
  - (1)浸水常襲地域における内水被害
  - (2)シミュレーション(降雨規模:1/10又はS57.8)による内水被害
  - (3)台風21号による内水被害
  - ※今後の実績についても加味していく

#### 〇必要な貯留施設等を適地に整備するための進め方



## 奈良県平成緊急内水対策事業の取り組み状況

## 平成30年度の取り組み

#### ■ステージ1【適地候補地の確保】

- 各支川に必要な貯留施設等の候補地を抽出
- 内水被害の解消に必要な効果の発現を客観的に検証

H30年7月 9日 適地選考委員会設置

H30年7月~ 候補地の現地確認等を実施

H30年8月17日 第1次適地選考委員会の開催 (適地候補地21箇所選定)

H31年2月 4日 <u>第2次適地選考委員会の開催</u> (適地候補地10箇所選定)

R1年5月22日 第3次適地選考委員会の開催 (適地候補地 8箇所選定)

必要貯留量100%の適地候補地を確保

### 令和元年度以降の取り組み

#### ■ステージ2【工事に着手】

- 地元調整など、準備が整った箇所から工事に着手。
  - 〇 測量・設計
  - 〇 用地取得
  - 〇 工事着手

#### 【令和元年度の予定】

- ・工事着手予定 → 2 箇所 大和郡山市[県施工]、 田原本町[町施工]
- ・用地買収予定 →5箇所田原本町1箇所、広陵町3箇所、御所市1箇所
- ・測量・設計予定→7箇所 大和高田市1箇所、田原本町2箇所、 広陵町3箇所、三郷町1箇所

## 計画的かつ着実な実施に向けて(案)

- ・ 市町において、適地候補地の県支援方法、県・市町の役割分担、スケジュールを定めた5箇年計画を策定
- 工事進捗と予算投入のバランスを図りながら事業を促進

# 大和川流域総合治水対策協議会設置運営要領の改訂

- ◆検討WGを設立するにあたり、協議会の設置運営要領を以下のように改訂(赤字)
- ◆協議会等から委任された事項のみを検討し、検討結果を協議会等に諮ることとする。

#### 現行

#### (専門部会)

第6条 協議会に、専門部会を設置する。

- 2. 専門部会は、協議会あるいは幹事会から委任された事項の協議を行う。
- 3. 専門部会は、別表-3に掲げる者をもって組織する。
- 4. 専門部会の座長は、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものとする。
- 5. 座長は、必要があるときは、専門部会に別表ー3に掲げる者以外の参加を求めることができる。
- 6. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度 別表-3の中から出席者を選任するものとする。

#### (情報の公開)

第7条 協議会は、原則として公開する。但し、座長が必要と認める場合には、その一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (事務局)

第8条 協議会、幹事会及び専門部会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川課に置く。

2. 事務局長は、大和川河川事務所長の職にあるものとする。

#### (経費)

第9条 本協議会の運営経費は、近畿地方整備局、奈良県の両者が協議して負担するものとする。

#### (その他)

第10条 この要領に定めるもののほかは、協議会に図り定めるものとする。

#### 改訂(案)

#### (専門部会)

第6条 協議会に、専門部会を設置する。

- 2. 専門部会は、協議会あるいは幹事会から委任された事項の協議を行う。
- 3. 専門部会は、別表-3に掲げる者をもって組織する。
- 4. 専門部会の座長は、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものとする。
- 5. 座長は、必要があるときは、専門部会に別表-3に掲げる者以外の参加を求めることができる。
- 6. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表-3の中から出席者を選任するものとする。

#### (検討WG)

第7条 協議会に、検討WGを設置する。

- 2. 検討WGは、協議会あるいは幹事会、専門部会から委任された事項の協議を 行う。
- 3. 検討WGは、別表-4に掲げる者をもって組織する。
- 4. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度 別表-4の中から出席者を選任するものとする。

#### (情報の公開)

第8→条 協議会は、原則として公開する。但し、座長が必要と認める場合には、 その一部又は全部を非公開とすることができる。

#### (事務局)

第98条 協議会、幹事会及び専門部会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び奈良県県土マネジメント部河川課に置く。

2. 事務局長は、大和川河川事務所長の職にあるものとする。

#### (経費)

第10<del>0</del>条 本協議会の運営経費は、近畿地方整備局、奈良県の両者が協議して 負担するものとする。

#### (その他)

第1110条 この要領に定めるもののほかは、協議会に図り定めるものとする。

	現行	改訂(案)		
別表-2		別表-2		
	大和川流域総合治水対策協議会幹事会組織		大和川流域総合治水対策協議会幹事会組織	
	〇印は座長		O印は座長	
近畿地方整備局	〇河川部長	近畿地方整備局	○河川部長	
	河川調査官	7—23 — 73 — Mar 5	河川調査官	
	大和川河川事務所長		大和川河川事務所長	
奈良県	県土マネジメント部長	奈良県	県土マネジメント部長	
XXX	政策推進課長	<i>***</i>	政策推進課長	
	農林部企画管理室長		農林部企画管理室長	
	河川課長		河川課長	
	奈良土木事務所長		奈良土木事務所長	
	郡山土木事務所長		郡山土木事務所長	
	高田土木事務所長		高田土木事務所長	
	中和土木事務所長		中和土木事務所長	
	吉野土木事務所長		吉野土木事務所長	
奈良市	建設部長	奈良市	建設部長	
大和高田市	環境建設部長	大和高田市	環境建設部理事	
大和郡山市	総務部長・都市建設部長	大和郡山市	総務部長・都市建設部長	
天理市	総務部長・建設部長	天理市	総務部長・建設部長	
橿原市	まちづくり部長	橿原市	まちづくり部長	
桜井市	市長公室長・都市建設部長	桜井市	危機管理監・都市建設部長	
御所市	環境建設部長	御所市	産業建設部長	
生駒市	総務部長・建設部長	生駒市	総務部長・建設部長	
香芝市	市民環境部長・都市創造部長	香芝市	市民環境部長・都市創造部長	
葛城市	総務部長・都市整備部長	葛城市	総務部長・都市整備部長	
平群町	総務防災課長・上下水道課長・都市建設課長・観光産業課長	平群町	総務防災課長·上下水道課長·都市建設課長·観光産業課長	
三郷町	環境整備部長・総務部長	三郷町	環境整備部長・総務部長	
斑鳩町	総務部長・都市建設部長	斑鳩町	総務部長・都市建設部長	
安堵町	総務課長・産業建設課長	安堵町	総務課長·建設課長	
川西町	総務課長・事業課長	川西町	総務課長・事業課長	
三宅町	まちづくり推進部長	三宅町	まちづくり推進部長	
田原本町	総務部長•産業建設部長	田原本町	総務部長・産業建設部長	
高取町	総務課長・事業課長	高取町	総務課長・事業課長	
明日香村	地域づくり課長	明日香村	地域づくり課長	
上牧町	総務部長・都市環境部長	上牧町	総務部長·都市環境部長	
王寺町	総務部長・地域整備部長	王寺町	総務部理事・王寺町理事	
広陵町	危機管理監兼生活部長·事業部長	広陵町	危機管理監兼生活部長・事業部長	
河合町	企画部長・まちづくり推進部長	河合町	企画部長・まちづくり推進部長	
大淀町	建設環境部長・総務部長	大淀町	建設環境部長•総務部長	

現行		改訂(案)		
DI ± 0		DI + 0		
別表-3	大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織	別表-3	大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織	
	〇印は座長、 印は窓口		〇印は座長、 印は窓口	
近畿地方整備局	〇河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、 地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長	近畿地方整備局	〇河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、 地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長	
奈良県	政策推進課長、地域政策課長、農林部企画管理室長、農村振興課長、 林業振興課長、森林整備課長、県土マネジメント部企画管理室長、 河川課長、砂防・災害対策課長、都市計画室長、下水道課長、 技術管理課長、住まいまちづくり課長、建築安全推進課長、	奈良県	政策推進課長、エネルギー・土地水資源調整課長、農林部企画管理室長、 農村振興課長、林業振興課長、森林整備課長、県土マネジメント部企画管理 室長、河川課長、砂防・災害対策課長、都市計画室長、下水道課長、 技術管理課長、住まいまちづくり課長、建築安全推進課長、教育委員会学校	
	教育委員会学校支援課長 奈良土木事務所計画調整課長 郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長		及所旨 生味で、住よいよう ろくり味で、建業女主推進味で、教育委員会子校 支援課長 奈良土木事務所計画調整課長 郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長	
	中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長		中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長	
奈良市	総合政策課長、 <u>河川課長</u> 、都市計画課長、開発指導課長、 下水道計画管理課長、工務第二課長	奈良市	危機管理課長、 <u>河川耕地課長</u> 、都市計画課長、開発指導課長、 下水道事業課長	
大和高田市	<u>土木管理課長</u> 、都市計画課長、下水道課長	大和高田市	<u>土木管理課長</u> 、都市計画課長、下水道課長	
大和郡山市	市民安全課長、建設課長、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長	大和郡山市	市民安全課長、建設課長、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長	
天理市	<u>土木課長</u> 、まちづくり事業課長、まちづくり計画課長	天理市	土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、防災安全課長	
	監理課長、下水道課長、防災安全課長	橿原市	<u>道路河川課長</u> 、建築指導課長	
橿原市	道路河川課長、建築指導課長	桜井市	危機管理課長、 <u>土木課長</u> 、下水道課長	
桜井市	危機管理課長、 <u>土木課長</u> 、下水道課長	御所市	都市整備課長、 <u>建設課長</u> 、農林商工課長	
御所市	都市整備課長、 <u>土木課長</u> 、農林課長	生駒市	防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、	
生駒市	防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、		都市計画課長、建築課長、 <u>事業計画課長</u>	
	都市計画課長、建築課長、 <u>事業計画課長</u>	香芝市	土木課長、危機管理室長、農政土木管理課長	
香芝市	<u>土木課長</u> 、生活安全課長、都市計画課長	葛城市	<u>建設課長</u> 、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長	
葛城市	<u>建設課長</u> 、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長	平群町	総務防災課長、 <u>都市建設課長</u> 、上下水道課長、観光産業課長	
平群町	総務防災課長、 <u>都市建設課長</u> 、上下水道課長、観光産業課長	三郷町	企画財政課長、都市整備課長、 <u>建設課長</u> 、下水道課長	
三郷町	企画財政課長、都市整備課長、 <u>建設課長</u> 、下水道課長	斑鳩町	総務課長、 <u>建設農林課長</u> 、都市整備課長、上下水道課長	
斑鳩町	総務課長、 <u>建設農林課長</u> 、都市整備課長、上下水道課長	安堵町	総務課長、 <u>建設課長</u>	
安堵町	総務課長、 <u>産業建設課長</u>	川西町	総務課長、 <u>事業課長</u>	
川西町	総務課長、 <u>事業課長</u>	三宅町	<u>産業管理課長</u>	
三宅町	<u>産業管理課長</u>	田原本町	防災課長、 <u>農政土木課長</u> 、観光・まちづくり推進課長、下水道課長	
田原本町	防災課長、農政土木課長、観光・まちづくり推進課長、下水道課長	高取町	総務課長、事業課長	
高取町	総務課長、 <u>事業課長</u>	明日香村	地域づくり課長	
明日香村	地域づくり課長	上牧町	※務課長、まちづくり創生課長	
上牧町	<u> </u>	王寺町	危機管理室課長、 <u>建設課長</u>	
王寺町	危機管理室課長、 <u>建設課長</u>	広陵町	環境・安全安心課長、都市整備課長	
広陵町	環境·安全安心課長、 <u>都市整備課長</u>	河合町	安心安全推進課長、まちづくり推進課長	
河合町	安心安全推進課長、まちづくり推進課長	大淀町	総務課長、建設産業課長	
大淀町	総務課長、 <u>建設産業課長</u>	,	THE PERSON ASSESSMENT OF THE PERSON ASSESSMENT	
,	TO THE POST OF THE			

現行		改訂(案)
	別表-4	検討WG組織 印は窓口
	近畿地方整備局 奈良県 奈良市	大和川河川事務所副所長、大和川河川事務所調査課長 政策推進課長補佐、エネルギー・土地水資源調整課長補佐、農林部企画管理 室長、農村振興課長補佐、林業振興課長補佐、森林整備課長補佐、 県土マネジメント部企画管理室長補佐、河川課長補佐、砂防・災害対策課長 補佐、都市計画室長補佐、下水道課長補佐、技術管理課長補佐、住まいまち づくり課長補佐、建築安全推進課長補佐、教育委員会学校支援課長補佐 奈良土木事務所計画調整課長、郡山土木事務所計画調整課長、 高田土木事務所計画調整課長、中和土木事務所計画調整課長、 吉野土木事務所計画調整課長 危機管理課長、河川耕地課長、都市計画課長、開発指導課長、 下水道事業課長
	大和高田市 大和郡山市	<u>土木管理課長</u> 、都市計画課長、下水道課長 市民安全課長、 <u>建設課長</u> 、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長
	天理市 橿原市	<u>土木課長</u> 、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、防災安全課長 <u>道路河川課長</u> 、建築指導課長
	桜井市	危機管理課長、 <u>土木課長</u> 、下水道課長
	御所市	都市整備課長、 <u>建設課長</u> 、農林商工課長
	生駒市	防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、都市計画課長、建築課長、 <u>事業計画課長</u>
	香芝市	土木課長、危機管理室長、農政土木管理課長
	葛城市	建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長
	平群町	総務防災課長、都市建設課長、上下水道課長、観光産業課長
	三郷町 斑鳩町	企画財政課長、都市整備課長、 <u>建設課長</u> 、下水道課長 総務課長、建設農林課長、都市整備課長、上下水道課長
	」	総務誅技、 <u>建設展外誅技</u> 、仰印登傭誅技、エト小追誅技 総務課長、 <u>建設課長</u>
	川西町	総務課長、 <u>事業課長</u>
	三宅町	産業管理課長
	田原本町	防災課長、 <u>農政土木課長</u> 、観光・まちづくり推進課長、下水道課長
	高取町	総務課長、 <u>事業課長</u>
	明日香村	地域づくり課長
	上牧町	総務課長、まちづくり創生課長
	王寺町	危機管理室課長、 <u>建設課長</u>
	広陵町	環境・安全安心課長、 <u>都市整備課長</u>
	河合町 大淀町	安心安全推進課長、 <u>まちづくり推進課長</u> 総務課長、建設産業課長
	入延町	秘伤林文、 <u>生政生未林文</u>
		4

#### 大和川流域総合治水対策協議会設置運営要領

(協議会の設置)

第1条 流域の開発に伴い治水安全度の低下の著しい大和川流域において、治水施設の 整備の積極的な推進及び流域の持つ保水、遊水機能の適正な維持等の総合的な治 水対策の効率的かつ円滑な実施を図るため、大和川流域総合治水対策協議会を設 置する。(以下協議会という。)

(所掌事項)

- 第2条 協議会の所掌事項は次の各号に掲げるものとする。
  - 1) 大和川流域整備計画を策定すること。
  - 2) 上記計画実施の諸施策等の推進に関すること。
  - 3)総合的な治水対策の広報に関すること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、別表-1に掲げる者をもって組織する。

(協議会の座長)

- 第4条 協議会の座長は、近畿地方整備局長の職にあるものとする。
  - 2. 座長は、必要があるときは、別表-1に掲げる者以外の参加を求めることができる。

(幹事会)

- 第5条 協議会に、幹事会を設置する。
  - 2. 幹事会は、協議会から委任された事項の協議を行う。
  - 3. 幹事会は、別表-2に掲げる者をもって組織する。
  - 4. 幹事会の座長は、近畿地方整備局河川部長の職にあるものとする。
  - 5. 座長は、必要があるときは、幹事会に別表-2に掲げる者以外の者の参加を求めることができる。

(専門部会)

- 第6条 協議会に、専門部会を設置する。
  - 2. 専門部会は、協議会あるいは幹事会から委任された事項の協議を行う。
  - 3. 専門部会は、別表-3に掲げる者をもって組織する。
  - 4. 専門部会の座長は、近畿地方整備局河川調査官の職にあるものとする。

- 5. 座長は、必要があるときは、専門部会に別表-3に掲げる者以外の参加を求めることができる。
- 6. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表-3の中から出席者を選任するものとする。

(検討WG)

- 第7条 協議会に、検討WGを設置する。
  - 2. 検討WGは、協議会あるいは幹事会、専門部会から委任された事項の協議を行う。
  - 3. 検討WGは、別表-4に掲げる者をもって組織する
  - 4. 各機関は窓口代表者を選任する。窓口代表者は議事内容に従って、その都度別表-4の中から出席者を選任するものとする。

(情報の公開)

第8条 協議会は、原則として公開する。但し、座長が必要と認める場合には、その一 部又は全部を非公開とすることができる。

(事務局)

- 第9条 協議会、幹事会及び専門部会の事務局は、近畿地方整備局大和川河川事務所及び 奈良県県土マネジメント部河川課に置く。
  - 2. 事務局長は、大和川河川事務所長の職にあるものとする。

(経費)

第10条 本協議会の運営経費は、近畿地方整備局、奈良県の両者が協議して負担するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほかは、協議会に図り定めるものとする。

附則

この要領は、昭和58年 2月17日より施行する。

- 一部改正 昭和60年 7月12日
- 一部改正 平成15年 5月13日
- 一部改正 平成24年 5月22日
- 一部改正 平成25年 4月18日

- 一部改正 平成27年 2月26日
- 一部改正 平成28年 2月10日
- 一部改正 平成29年 2月17日
- 一部改正 平成29年 7月 5日
- 一部改正 平成30年 5月17日
- 一部改正 令和 元年 5月27日

### 大和川流域総合治水対策協議会組織

○印は座長

○局 近畿地方整備局 長 企 画 部 長 河川部長 奈 良 県 知 事 総務部長 農林部長 県土マネジメント部長 奈 良 市 市 長 大和高田市 市 長 大和郡山市 市 長 天 理 市 長 市 橿 原 市 長 市 桜 井 市 長 市 御 市 長 所 市 生 市 長 駒 市 芝 香 市 市 長 葛 城 市 市 長 平 群 町 長 町 三 郷 町 町 長 斑 鳩 町 町 長 安 堵 町 町 長 Ш 町 長 西 町  $\equiv$ 宅 町 長 町 田 原本 町 町 長 長 高 取 町 町 明 日 香 村 長 村 牧 町 長 上 町 王 寺 町 町 長 広 陵 町 町 長 河 町 長 合 町 大 長 淀 町 町

河

大

合

淀

町

町

#### 大和川流域総合治水対策協議会幹事会組織

○印は座長

企画部長・まちづくり推進部長

建 設 環 境 部 長 ・ 総 務 部 長

近畿地方整備局 ○河 Ш 部 長 河 川 調査 官 大和川河川事務所長 奈 良 県土マネジメント部長 県 政策推進課長 農林部企画管理室長 Ш 課 奈良土木事務所長 郡山土木事務所長 高田土木事務所長 中和土木事務所長 吉野土木事務所長 奈 良 市 建 設 部 長 大和高田市 環境建設部理事 大和郡山市 総務部長 · 都市建設部長 天 理 市 総務部長・建設部長 まちづくり部長 橿 原 市 危機管理監·都市建設部長 桜 井 市 御 所 市 産業建設部長 生 駒 総務部長・建設部長 市 芝 香 市民環境部長·都市創造部長 市 葛 総務部長・都市整備部長 城 市 平 群 町 総務防災課長・上下水道課長 都市建設課長·観光産業課長 郷 町 環境整備部長・総務部長 斑 鳩 町 総務部長・都市建設部長 安 総務課長・建設課長 堵 町 Ш 総務課長・事業課長 西 町  $\equiv$ 宅 まちづくり推進部長 原本町 総務部長・産業建設部長 田 高 総務課長・事業課長 取 町 地域づくり課長 明 日 香 村 上 牧 総務部長・都市環境部長 町 総務部理事· 王寺町理事 王 町 広 陵 町 危機管理監兼生活部長·事業部長

#### 大和川流域総合治水対策協議会専門部会組織

○印は座長、印は窓口

近畿地方整備局 ○河川調査官、地域河川調整官、広域計画課長、河川計画課長、 地域河川課長、大和川河川事務所長、大和川河川事務所調査課長 奈 良 政策推進課長、エネルギー・土地水資源調整課長、農林部企画管理室長、 県 農村振興課長、林業振興課長、森林整備課長、 県土マネジメント部企画管理室長、河川課長、 砂防・災害対策課長、都市計画室長、下水道課長、技術管理課長、 住まいまちづくり課長、建築安全推進課長、教育委員会学校支援課長 奈良土木事務所計画調整課長 郡山土木事務所計画調整課長 高田土木事務所計画調整課長 中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長 危機管理課長、河川耕地課長、都市計画課長、開発指導課長、 奈 良 市 下水道事業課長 大和高田市 土木管理課長、都市計画課長、下水道課長 大和郡山市 市民安全課長、建設課長、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長 天 土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、 理 市 防災安全課長 橿 道路河川課長、建築指導課長 原 市 桜 井 危機管理課長、土木課長、下水道課長 市 御 所 市 都市整備課長、建設課長、農林商工課長 生 駒 市 防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、 都市計画課長、建築課長、事業計画課長 芝 香 市 土木課長、危機管理室長、農政土木管理課長 葛 城 建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長 市 平 総務防災課長、都市建設課長、上下水道課長、観光産業課長 群 町 三 郷 町 企画財政課長、都市整備課長、建設課長、下水道課長 斑 鳩 町 総務課長、建設農林課長、都市整備課長、上下水道課長 安 堵 町 総務課長、建設課長 Ш 総務課長、事業課長 西 町 三 宅 産業管理課長 町 防災課長、農政土木課長、観光・まちづくり推進課長、下水道課長 田原本町 高 取 町 総務課長、事業課長 明日香村 地域づくり課長 上 牧 町 総務課長、まちづくり創生課長 王 寺 町 危機管理室課長、建設課長 広 環境・安全安心課長、都市整備課長 陵 町 河 安心安全推進課長、まちづくり推進課長 合 町 大 総務課長、建設産業課長

#### 大和川流域総合治水対策協議会検討WG組織

\_\_印は窓口

近畿地方整位 奈 良		大和川河川事務所副所長、大和川河川事務所調査課長 政策推進課長補佐、エネルギー・土地水資源調整課長補佐、 農林部企画管理室長、農村振興課長補佐、林業振興課長補佐、 森林整備課長補佐、県土マネジメント部企画管理室長補佐、河川課主幹、 砂防・災害対策課長補佐、都市計画室長補佐、下水道課長補佐、 技術管理課長補佐、住まいまちづくり課長補佐、 建築安全推進課長補佐、教育委員会学校支援課長補佐 奈良土木事務所計画調整課長、郡山土木事務所計画調整課長
		高田土木事務所計画調整課長、中和土木事務所計画調整課長 吉野土木事務所計画調整課長
奈 良	市	危機管理課長、 <u>河川耕地課長</u> 、都市計画課長、開発指導課長、 下水道事業課長
大和高田	市	土木管理課長、都市計画課長、下水道課長
大和郡山	市	市民安全課長、建設課長、管理課長、都市計画課長、下水道推進課長
天 理	市	土木課長、都市整備課長、監理課長、農林課長、下水道課長、
		防災安全課長
橿原	市	道路河川課長、建築指導課長
桜 井	市	危機管理課長、土木課長、下水道課長
御 所	市	都市整備課長、建設課長、農林商工課長
生 駒	市	防災安全課長、農林課長、土木課長、下水道課長、
		都市計画課長、建築課長、 <u>事業計画課長</u>
香 芝	市	<u>土木課長</u> 、危機管理室長、農政土木管理課長
葛 城	市	建設課長、生活安全課長、都市計画課長、下水道課長
平 群	町	総務防災課長、都市建設課長、上下水道課長、観光産業課長
三 郷	町	企画財政課長、都市整備課長、建設課長、下水道課長
斑鳩	町	総務課長、建設農林課長、都市整備課長、上下水道課長
安 堵	町	総務課長、建設課長
川西	町	総務課長、 <u>事業課長</u>
三 宅	町	産業管理課長
田原本	町	防災課長、 <u>農政土木課長</u> 、観光・まちづくり推進課長、下水道課長
高 取	町	総務課長、 <u>事業課長</u>
明日香		地域づくり課長
上 牧	町	総務課長、まちづくり創生課長
王寺	町	危機管理室課長、建設課長
広 陵	町	環境・安全安心課長、都市整備課長
河 合	町	安心安全推進課長、まちづくり推進課長
大 淀	町	総務課長、建設産業課長